

令和2年第2回東広島市議会定例会

議

案

令和2年6月

目 次

承認案第104号	専決処分の承認について……………	1
同意案第105号	公平委員会委員の選任の同意について……………	4
同意案第106号	公平委員会委員の選任の同意について……………	6
同意案第107号	教育委員会委員の任命の同意について……………	8
同意案第108号	教育委員会委員の任命の同意について……………	10
議案第109号	財産の取得について……………	12
議案第110号	財産の取得について……………	14
議案第111号	財産の取得について……………	16
議案第112号	財産の無償譲渡について……………	18
議案第113号	財産の無償譲渡について……………	20
議案第114号	財産の無償譲渡について……………	22
議案第115号	財産の無償譲渡について……………	24
議案第116号	財産の無償譲渡について……………	26
議案第117号	財産の無償譲渡について……………	28

議案第 1 1 8 号	財産の無償譲渡について……………	3 0
議案第 1 1 9 号	財産の無償譲渡について……………	3 2
議案第 1 2 0 号	財産の無償譲渡について……………	3 4
議案第 1 2 1 号	財産の無償譲渡について……………	3 6
議案第 1 2 2 号	財産の無償譲渡について……………	3 8
議案第 1 2 3 号	財産の無償貸付けについて……………	4 0
議案第 1 2 4 号	財産の無償貸付けについて……………	4 2
議案第 1 2 5 号	財産の無償貸付けについて……………	4 4
議案第 1 2 6 号	財産の無償貸付けについて……………	4 6
議案第 1 2 7 号	財産の無償貸付けについて……………	4 8
議案第 1 2 8 号	請負契約の締結について……………	5 0
議案第 1 2 9 号	市長、副市長及び教育長の給料の臨時特例に 関する条例の制定について……………	5 2
議案第 1 3 0 号	東広島市手数料条例の一部改正について……………	5 4
議案第 1 3 1 号	東広島市税条例等の一部改正について……………	5 6

議案第 1 3 2 号	地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正について……………	6 7
議案第 1 3 3 号	東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例及び東広島市地域センター条例の一部改正について……………	6 9
議案第 1 3 4 号	東広島市火葬場設置及び管理条例の一部改正について……………	7 2
議案第 1 3 5 号	東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部改正について……………	7 4
議案第 1 3 6 号	東広島市介護保険条例の一部改正について……………	7 6
議案第 1 3 7 号	東広島市国民健康保険税条例の一部改正について……………	7 9
議案第 1 3 8 号	東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正について……………	8 1
議案第 1 3 9 号	東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について……………	8 3
議案第 1 4 0 号	東広島市自然公園設置及び管理条例の一部改正について……………	8 5
議案第 1 4 1 号	東広島市立学校設置条例の一部改正について……………	8 7

承認案第104号

専決処分の承認について

令和2年度東広島市一般会計補正予算（第3号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

(提案理由)

令和2年度東広島市一般会計予算の歳入歳出予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないと認め専決処分をしたので、この処分について報告し、その承認を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。－略－

③ 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

## 専 決 処 分 書

令和2年度東広島市一般会計予算を別冊のとおり補正することについて、議会を招集してその議決を経る時間的余裕がないので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分をする。

令和2年5月28日

東広島市長 高 垣 廣 徳

同意案第105号

公平委員会委員の選任の同意について

東広島市公平委員会委員に次の者を選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 柳 本 良 逸



(提案理由)

東広島市公平委員会委員柳本良逸氏の任期が令和2年9月30日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方公務員法

第9条の2

- 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

同意案第106号

公平委員会委員の選任の同意について

東広島市公平委員会委員に次の者を選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市

氏 名 木之下 義 昭

(提案理由)

東広島市公平委員会委員木之下義昭氏の任期が令和2年7月7日をもって満了するため、その後任の委員の選任について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方公務員法

第9条の2

- 2 委員は、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ、人事行政に関し識見を有する者のうちから、議会の同意を得て、地方公共団体の長が選任する。

同意案第107号

教育委員会委員の任命の同意について

東広島市教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市  
氏 名 島 本 智 子

(提案理由)

東広島市教育委員会委員の任期が令和2年6月30日をもって満了するため、その後任の委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（一略一）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

同意案第108号

教育委員会委員の任命の同意について

東広島市教育委員会委員に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

住 所 東広島市  
氏 名 西 村 恵 子

(提案理由)

東広島市教育委員会委員の任期が令和2年6月30日をもって満了するため、その後任の委員の任命について、議会の同意を求めるものである。

(根拠法令)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（一略一）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

議案第109号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 種類 消防用車両
- (3) 品名 救助工作車
- (4) 数量 1台

2 取得価格

1億9,008万円

3 相手方

東広島市西条昭和町14番9号

株式会社ツモリオート

代表取締役 津 森 洋 介



(提案理由)

東広島消防署に配備する救助工作車を買入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

## 議案第110号

### 財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

#### 1 財産の表示

(1) 種別 動産

(2) 種類 美術品展示用備品

(3) 品名及び数量 スタンド式展示ケース6台、展示台20台、あんどん型ケース21台、平型のぞきケース4台、ハイケース2台

#### 2 取得価格

1億6,939万9,997円

#### 3 相手方

東広島市西条大坪町8番32号

株式会社きんし東広島本店

代表取締役 地 岡 三 利

(提案理由)

新東広島市立美術館に設置するスタンド式展示ケース等を買入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（一略）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 1 1 1 号

財産の取得について

財産を次のとおり取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 4 9 年東広島市条例第 1 2 5 号）第 3 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 種別 動産
- (2) 種類 版画
- (3) 作品名及び数量 最後の版画 全 2 0 点
- (4) 作者 ジョアン・ミロ

2 取得価格

3, 6 3 0 万円

3 相手方

京都府京都市中京区寺町通二条上る常盤木町 4 8 番地 5

ギャラリー宮脇

宮 脇 豊

(提案理由)

新東広島市立美術館に収蔵する美術品を買い入れるに当たり、その予定価格が2,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第3条 地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決に付さなければならぬ財産の取得又は処分は、予定価格2,000万円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(一略)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

議案第 1 1 2 号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市西条町下三永 1 0 7 3 0 番地 3 8 8
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 1 3 4 . 9 8 平方メートル

2 相手方

東広島市西条町下三永 1 0 7 3 0 番地 3 8 8  
加計地区自治会  
会長 廿日出 秀 一

(提案理由)

加計多目的ホールの建物を加計地区自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 1 1 3 号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市福富町久芳 6 5 2 4 番地 1
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 5 4 . 0 0 平方メートル

2 相手方

東広島市福富町久芳 2 8 4 番地 2  
丁田一区・二区  
代表 久保原 義 雄



(提案理由)

東集会所の建物を丁田一区・二区に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 1 1 4 号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市福富町上竹仁 1 5 6 3 番地 1
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 1 1 8 . 8 6 平方メートル

2 相手方

東広島市福富町上竹仁 1 5 6 3 番地 1  
市組自治会  
会長 岸 正 治

(提案理由)

市組コミュニティホームの建物を市組自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 115 号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市豊栄町清武 1 2 4 8 9 番地 2
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 103.51 平方メートル

2 相手方

東広島市豊栄町清武 1 2 4 8 9 番地 2  
串・大草田自治会  
会長 藤 川 智 敏

(提案理由)

串集会所の建物を串・大草田自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 116 号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市河内町小田 1 1 4 番地 2
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 66.03 平方メートル

2 相手方

東広島市河内町小田 1 1 4 番地 2  
小田 1 2 の組  
区長 玉 川 勇二郎

(提案理由)

小田コミュニティホームの建物を小田12の組に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 1 1 7 号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市安芸津町三津 1 2 8 6 番地 1
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造 2 階建て
- (4) 延べ面積 7 9 . 5 0 平方メートル

2 相手方

東広島市安芸津町三津 1 2 8 6 番地 1  
市之畑区  
会長 要 田 正 治



(提案理由)

市之畑集会所の建物を市之畑区に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第118号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市安芸津町木谷359番地2
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 134.07平方メートル

2 相手方

東広島市安芸津町木谷359番地2  
西之谷コミュニティ推進会議  
会長 西 岡 達 郎

(提案理由)

西之谷集会所の建物を西之谷コミュニティ推進会議に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第 119 号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 2 年 6 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市黒瀬町菅田 1 0 0 0 5 番地
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 1 2 1 . 2 9 平方メートル

2 相手方

東広島市黒瀬町菅田 2 4 3 番地  
菅田区自治会  
会長 岩 水 正

(提案理由)

菅田老人集会所の建物を菅田区自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第120号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市福富町久芳5391番地2
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 104.25平方メートル

2 相手方

東広島市福富町久芳5249番地1  
西の谷自治会  
会長 徳 川 隆 司

(提案理由)

西の谷老人集会所の建物を西の谷自治会に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第121号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市河内町戸野885番地
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 143.35平方メートル

2 相手方

東広島市河内町戸野738番地  
自治組織 ふれあいの里戸野  
会長 大 月 靖 規



(提案理由)

戸野老人集会所の建物を自治組織 ふれあいの里戸野に無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第122号

財産の無償譲渡について

財産を次のとおり無償で譲渡することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市河内町入野265番地4
- (2) 種別 建物
- (3) 構造 木造平屋建て
- (4) 延べ面積 101.03平方メートル

2 相手方

東広島市河内町入野265番地4  
鶴亀山コミュニティー  
会長 三 好 幸 藏

(提案理由)

鶴亀山老人集会所の建物を鶴亀山コミュニティーに無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第123号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市西条町下三永字午王曾原10730番388ほか1筆
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地及び原野
- (4) 面積 359.79平方メートル

2 貸付期間

令和2年8月1日から令和7年3月31日まで

3 相手方

東広島市西条町下三永10730番地388

加計地区自治会

会長 廿日出 秀 一

(提案理由)

加計多目的ホールを無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第124号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市福富町久芳字北解6518番4の一部ほか4筆並びに6524番1及び6524番2の地先
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 畑
- (4) 面積 336平方メートル

2 貸付期間

令和2年8月1日から令和7年3月31日まで

3 相手方

東広島市福富町久芳284番地2

丁田一区・二区

代表 久保原 義 雄

(提案理由)

東集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第125号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市豊栄町清武4418番5ほか1筆及び4418番5地先
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 378.04平方メートル

2 貸付期間

令和2年8月1日から令和7年3月31日まで

3 相手方

東広島市豊栄町清武12489番地2  
串・大草田自治会  
会長 藤 川 智 敏



(提案理由)

申集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第126号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市安芸津町木谷字浜田359番1ほか1筆
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地及び雑種地
- (4) 面積 284.12平方メートル

2 貸付期間

令和2年8月1日から令和7年3月31日まで

3 相手方

東広島市安芸津町木谷359番地2  
西之谷コミュニティ推進会議  
会長 西 岡 達 郎

(提案理由)

西之谷集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

議案第127号

財産の無償貸付けについて

財産を次のとおり無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

1 財産の表示

- (1) 所在 東広島市河内町戸野字中河原885番の一部
- (2) 種別 土地
- (3) 地目 宅地
- (4) 面積 1,382.92平方メートル

2 貸付期間

令和2年8月1日から令和7年7月31日まで

3 相手方

東広島市河内町戸野738番地  
自治組織 ふれあいの里戸野  
会長 大 月 靖 規

(提案理由)

戸野老人集会所を無償で譲渡することに伴い、その敷地の用に供されている土地を当該譲渡を受ける者に無償で貸し付けることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(6) 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。

## 議案第128号

### 請負契約の締結について

小学校施設整備事業河内中・（仮称）河内小学校増築及び改修工事（建築）の請負契約を次のとおり締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和49年東広島市条例第125号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

#### 1 契約の目的

小学校施設整備事業河内中・（仮称）河内小学校増築及び改修工事（建築）

#### 2 契約の方法

条件付一般競争入札

#### 3 契約金額

3億6,273万8,200円

#### 4 契約の相手方

東広島市西条土与丸四丁目2番48号

平原建設株式会社

代表取締役 平 原 秀 則

(提案理由)

小学校施設整備事業河内中・(仮称)河内小学校増築及び改修工事(建築)の請負契約を締結するに当たり、その予定価格が1億5,000万円以上であるため、議会の議決を求めるものである。

(根拠条例)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

議案第 129 号

市長、副市長及び教育長の給料の臨時特例に関する条例の制定について

市長、副市長及び教育長の給料の臨時特例に関する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

市長、副市長及び教育長の給料の臨時特例に関する条例

令和 2 年 7 月 1 日から同年 12 月 31 日までの間における市長、副市長及び教育長の給料月額、特別職の職員等の給与、旅費等に関する条例（平成元年東広島市条例第 5 号）第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、同条例別表第 2 の 1 の表に定める給料月額から、当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。ただし、期末手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同表に定める給料月額とする。

- (1) 市長 100分の12
- (2) 副市長 100分の10
- (3) 教育長 100分の10

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



(提案理由)

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大により社会情勢の変化並びに市民生活及び地域経済への多大な影響が生じている状況に鑑み、市長、副市長及び教育長の給料を時限的に減額するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第204条

- ③ 給料、手当及び旅費の額並びにその支給方法は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 130 号

東広島市手数料条例の一部改正について

東広島市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市手数料条例の一部を改正する条例

東広島市手数料条例（平成 12 年東広島市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 の 31 の項を次のように改める。

31 削除				
-------	--	--	--	--

別表第 3 の 32 の項中「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の右に「（平成 25 年法律第 27 号）」を加え、同表 58 の項及び 59 の項中「の基準」の右に「を用いて評価する方法」を加え、同表 60 の部その他の場合の項第 1 号ア中「同じ。）」の右に「を用いて評価する方法」を加え、同号イ中「同じ。）」の右に「を用いて評価する方法又はモデル住宅法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(i)及び同号ロ(2)の基準を用いて評価する方法をいう。）」を加え、同項第 2 号ア中「性能基準」の右に「を用いて評価する方法」を加え、同号イ中「仕様基準」の右に「を用いて評価する方法又はフロア入力法（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 2 号イ(2)(ii)及び同号ロ(2)の基準を用いて評価する方法をいう。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部改正に伴い、通知カード再交付手数料を廃止するとともに、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号）の一部改正により建築物エネルギー消費性能の算出について簡易的な評価の方法が定められたことに伴い、建築物エネルギー消費性能基準適合認定申請手数料に関し、当該方法に対応する区分を追加するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。－略－

議案第131号

東広島市税条例等の一部改正について

東広島市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市税条例等の一部を改正する条例

(東広島市税条例の一部改正)

第1条 東広島市税条例(昭和49年東広島市条例第33号)の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第34条の2中「第12項」を「第11項」に、「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第54条第2項中「登録を」を「登録が」に改め、同条第4項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第54条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「によつて」を「により」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録を」を「登録が」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第74条の2の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知つた日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「又は」を「若しくは」に、「によつて」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に、「においては」を「には」に改める。

第94条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもつて紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第94条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の右に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第131条第6項中「第54条第6項」を「第54条第7項」に改める。

附則第3条の2第1項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する

平均貸付割合をいう。次項において同じ。）」に、「この条において同じ」を「この項において同じ」に改め、「（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改め、同条第2項中「特例基準割合適用年中」を「各年の平均貸付割合に年0.5パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中」に、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合と」を「当該加算した割合と」に改める。

附則第4条第1項中「特例基準割合」を「加算した割合」に改める。

附則第8条第1項中「令和3年度」を「令和6年度」に改める。

附則第10条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第10条の2中第20項を第21項とし、第15項から第19項までを1項ずつ繰り下げ、第14項の次に次の1項を加える。

15 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第12条、第13条及び第15条第1項中「又は法」を「又は」に改める。

附則第15条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第17条第1項中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第17条の2第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の3条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等）

第23条 第9条第7項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

（新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例）

第24条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定

する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第7条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第2条 東広島市税条例の一部を次のように改正する。

第19条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によつて」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第20条中「及び第4項」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

第23条第3項中「規定する収益事業」の右に「(以下この項及び第31条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第31条第2項の表第1号」を「同号」に、「第48条第10項から第12項まで」を「第48条第9項から第16項まで」に改める。

第31条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31

項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「次項及び第12項」を「次項及び第11項」に、「地方税共同機構（第12項）を「地方税共同機構（同項）」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。



第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があつた連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第52条第4項から第6項までを削る。

第94条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第3条の2第2項及び第4条第1項中「及び第4項」を削る。

（東広島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 東広島市税条例等の一部を改正する条例（令和元年東広島市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条のうち、東広島市税条例第24条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1条第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1条第4号中「（前号に掲げる改正規定を除く。）」を削る。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中東広島市税条例第94条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第6条の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中東広島市税条例第24条第1項第2号、第34条の2及び第36条

の2第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第3条の2、第4条第1項、第17条第1項及び第17条の2第3項の改正規定並びに同条例附則に3条を加える改正規定（同条例附則第23条に係る部分を除く。）並びに次条及び附則第3条第2項の規定 令和3年1月1日

(3) 第2条中東広島市税条例第94条第2項ただし書の改正規定及び附則第7条の規定 令和3年10月1日

(4) 第2条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第4条の規定 令和4年4月1日

（延滞金に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の東広島市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

（市民税に関する経過措置）

第3条 新条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）、第34条の2及び第36条の2第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第36条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額（地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）第1条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第292条第1項第11号に規定する寡婦（旧法第314条の2第3項の規定に該当するものに限る。）又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第23条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。））」とする。

第4条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の東広島市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「4号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。）による改正前の法人税法（昭和40年法律第34号。以下この条において「4年旧法人税法」という。）第2条第12号の7に規

定する連結子法人（次項において「連結子法人」という。）の連結親法人事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。）が4号施行日前に開始した事業年度を除く。）分の法人の市民税について適用する。

- 2 4号施行日前に開始した事業年度（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。）分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度（4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。）（連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。）分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例第54条第4項及び附則第10条の2第15項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第54条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 3 新条例第74条の3の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

（市たばこ税に関する経過措置）

第6条 附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

第7条 附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。

（東広島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第8条 東広島市税条例等の一部を改正する条例（平成27年東広島市条例第52号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第2項第3号中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改め、同条第13項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第14項の表第5項の項中「平成31年10月31日」を「令和元年10月31日」に改め、同表第6項の項中「平成32年3月31日」を「

令和2年3月31日」に改める。

第9条 東広島市税条例等の一部を改正する条例（平成29年東広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「31年新条例」を「元年新条例」に改める。

附則第4条第1項中「31年新条例」を「元年新条例」に改め、同条第2項中「31年新条例」を「元年新条例」に、「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

（東広島市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第10条 東広島市税条例の一部を改正する条例（平成29年東広島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第2号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第2条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

（東広島市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第11条 東広島市税条例等の一部を改正する条例（平成30年東広島市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改め、同条

第4項及び第5項中「32年新条例」を「2年新条例」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改め、同条第4項及び第5項中「33年新条例」を「3年新条例」に改める。

第12条 東広島市税条例等の一部を改正する条例（平成31年東広島市条例第47号）の一部を次のように改正する。

附則第1条中「同年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第3項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同項の表中「平成31年6月1日」を「令和元年6月1日」に改める。

附則第3条中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附則第4条中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(提案理由)

地方税法（昭和25年法律第226号）等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る所得控除及び非課税措置の適用の対象の見直し、固定資産税に係る所有者が不明な場合の使用者に対する課税の導入、新型コロナウイルス感染症等の影響の緩和を図るための特例措置その他所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第 1 3 2 号

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部改正について

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 1 0 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例の一部を改正する条例

地域再生法に規定する地方活力向上地域における固定資産税の特例に関する条例（平成 2 8 年東広島市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 4 年 3 月 3 1 日」に改め、「認定整備計画」の右に「（同条第 1 項第 1 号に掲げる事業に係る部分に限る。）」を加え、「同条第 1 項第 1 号に掲げる事業の用に供する」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第 2 条の規定は、令和 2 年 4 月 1 日からこの条例の施行の日の前日までの間に地域再生法（平成 1 7 年法律第 2 4 号）第 1 7 条の 2 第 3 項の認定を受けた事業者についても適用する。

(提案理由)

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令（平成27年総務省令第73号）の一部改正に合わせて、固定資産税の不均一課税の要件である認定整備計画の認定を受ける期限を令和4年3月31日とするとともに、所要の規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法（昭和25年法律第226号）

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

第6条

2 地方団体は、公益上その他の事由に因り必要がある場合においては、不均一の課税をすることができる。



議案第133号

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例及び東広島市地域センター条例の一部改正について

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例及び東広島市地域センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例及び東広島市地域センター条例の一部を改正する条例

(東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例の一部改正)

第1条 東広島市コミュニティ活動施設設置及び管理条例(昭和55年東広島市条例第25号)の一部を次のように改正する。

別表第1加計多目的ホールの項、東集会所の項、市組コミュニティホームの項、串集会所の項、小田コミュニティホームの項、市之畑集会所の項及び西之谷集会所の項を削る。

別表第2大芝北コミュニティ広場の項中「東広島市安芸津町風早653番地161」を「東広島市安芸津町風早10653番地161」に改める。

(東広島市地域センター条例の一部改正)

第2条 東広島市地域センター条例(平成22年東広島市条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1東広島市平岩地域センターの項中「東広島市西条町寺家520番地12」を「東広島市西条町寺家10520番地12」に改め、同表東広島市郷田地域センターの項中「東広島市西条町郷曾1130番地5」を「東広島市西条町郷曾11130番地5」に改める。

## 附 則

この条例は、令和2年7月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第1条中別表第1加計多目的ホールの項、東集会所の項、市組コミュニティホームの項、串集会所の項、小田コミュニティホームの項、市之畑集会所の項及び西之谷集会所の項を削る改正規定は、同年8月1日から施行する。

(提案理由)

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更に伴い多目的広場及び地域センターの位置の表示を変更するとともに、地域集会所を無償で譲渡することに伴い当該地域集会所を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第 134 号

東広島市火葬場設置及び管理条例の一部改正について

東広島市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 6 月 10 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市火葬場設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市火葬場設置及び管理条例（平成 27 年東広島市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表安芸津斎場の項中「東広島市安芸津町風早 29 番地 11」を「東広島市安芸津町風早 10029 番地 11」に改める。

附 則

この条例は、令和 2 年 7 月 1 日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更に  
伴い、安芸津斎場の位置の表示を変更するため、この条例案を提出するものであ  
る。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが  
あるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれ  
を定めなければならない。

議案第135号

東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部改正について

東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市老人集会所設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市老人集会所設置及び管理条例（昭和52年東広島市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表菅田老人集会所の項、西の谷老人集会所の項、三分区老人集会所の項、戸野老人集会所の項及び鶴亀山老人集会所の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年8月1日から施行する。ただし、別表三分区老人集会所の項を削る改正規定は、公布の日から施行する。

(提案理由)

東広島市老人集会所を無償で譲渡すること等に伴い、当該東広島市老人集会所を廃止するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第136号

東広島市介護保険条例の一部改正について

東広島市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市介護保険条例の一部を改正する条例

東広島市介護保険条例（平成12年東広島市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成30年度から」及び「までの各年度」を削り、「2万5,650円」を「2万520円」に改め、同条第3項中「令和元年度及び」を削り、「2万5,650円」を「2万520円」に、「3万5,910円」を「3万4,200円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び」を削り、「2万5,650円」を「2万520円」に、「4万9,590円」を「4万7,880円」に改める。

第9条第2項に次のただし書を加える。

ただし、これらの期限までに当該申請書を提出できなかったことにつきやむを得ない理由があると市長が認めるときその他市長において特別の理由があると認めるときは、当該期限が経過した後においても当該申請書を提出することができる。

附則第10項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（」に、「の規定により告示された割合）」を「に規定する平均貸付割合をいう。）」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。）」を削り、「当該特例基準割合適用年」を「その年」に、「特例基準割合に」を「延滞金特例基準割合に」に改める。

附 則



- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第2項から第4項までの規定は、令和2年4月1日から適用する。ただし、附則第10項の改正規定及び附則第3項の規定は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東広島市介護保険条例（以下「新条例」という。）第2条第2項から第4項までの規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第10項の規定は、附則第1項ただし書に規定する規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(提案理由)

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）の一部改正に伴い、所得の少ない第1号被保険者に対する令和2年度の保険料の軽減措置を強化するとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

介護保険法（平成9年法律第123号）

第129条 市町村は、介護保険事業に要する費用（一略一）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。

2 前項の保険料は、第1号被保険者に対し、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより算定された保険料率により算定された保険料額によって課する。

3 前項の保険料率は、市町村介護保険事業計画に定める介護給付等対象サービスの見込量等に基づいて算定した保険給付に要する費用の予想額、財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の予想額、第147条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額並びに地域支援事業及び保健福祉事業に要する費用の予定額、第1号被保険者の所得の分布状況及びその見通し並びに国庫負担等の額等に照らし、おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。

議案第137号

東広島市国民健康保険税条例の一部改正について

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東広島市国民健康保険税条例（昭和49年東広島市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第25条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第4項及び第5項中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を加える。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の改正規定は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 改正後の東広島市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法施行令(昭和25年政令第245号)の一部改正に伴い国民健康保険税の課税限度額を引き上げ、軽減措置に係る軽減判定所得の算定方法を変更して軽減対象を拡大するとともに、所要の規定の整備を行うため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方税法(昭和25年法律第226号)

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。

議案第138号

東広島市保育所設置及び管理条例の一部改正について

東広島市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市保育所設置及び管理条例（昭和49年東広島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表郷田保育所の項中「東広島市西条町郷曾1133番地2」を「東広島市西条町郷曾11133番地2」に改め、同表木谷保育所の項中「東広島市安芸津町木谷1218番地」を「東広島市安芸津町木谷11218番地1」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更等に  
に伴い、保育所の位置の表示を変更するため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

議案第139号

東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

東広島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年東広島市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第10条第4項中「指定都市」の右に「若しくは同法第252条の22第1項の中核市」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業に従事する職員に関する基準について必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

(根拠法令)

児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。－略－



議案第140号

東広島市自然公園設置及び管理条例の一部改正について

東広島市自然公園設置及び管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市自然公園設置及び管理条例の一部を改正する条例

東広島市自然公園設置及び管理条例（平成7年東広島市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第1 憩いの森公園の項中「東広島市西条町寺家941番地17」を「東広島市西条町寺家10941番地17」に改め、同表龍王島自然体験村の項中「東広島市安芸津町風早650番地41」を「東広島市安芸津町風早10650番地41」に改め、同表あきまろの里公園の項中「東広島市安芸津町風早497番地11」を「東広島市安芸津町風早10497番地11」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更に  
伴い、東広島市自然公園の位置の表示を変更するため、この条例案を提出するもの  
である。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが  
あるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれ  
を定めなければならない。

議案第141号

東広島市立学校設置条例の一部改正について

東広島市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年6月10日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

東広島市立学校設置条例の一部を改正する条例

東広島市立学校設置条例（昭和49年東広島市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1 東広島市立郷田小学校の項中「東広島市西条町郷曾1133番地」を「東広島市西条町郷曾11133番地」に改め、同表東広島市立板城小学校の項中「東広島市西条町森近甲234番地1」を「東広島市西条町森近甲10234番地1」に改め、同表東広島市立平岩小学校の項中「東広島市西条町寺家521番地9」を「東広島市西条町寺家10521番地9」に改める。

別表第2 東広島市立向陽中学校の項中「東広島市西条町大沢25番地2」を「東広島市西条町大沢10025番地2」に改める。

附 則

この条例は、令和2年7月1日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

耕地及び山間地における地番の重複を解消するために実施される山地番の変更に  
伴い、小学校及び中学校の位置の表示を変更するため、この条例案を提出するもの  
である。

(根拠法令)

地方自治法（昭和22年法律第67号）

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めが  
あるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれ  
を定めなければならない。